

中国電力株式会社島根原子力発電所第1号機及び第2号機の
保守管理の不備等の報告に係る確認結果について(続報)
(原子力安全・保安院への報告)

2010年7月16日

◆今回お知らせする内容

当社は、中国電力株式会社島根原子力発電所1、2号機の保守管理の不備等に係る最終報告を踏まえて、2010年6月11日に原子力安全・保安院から発出された指示文書^{※1}に基づき調査を行い、浜岡原子力発電所には同様の問題がないことを確認し、本日、その旨を原子力安全・保安院へ報告しましたので、お知らせします。

原子力安全・保安院の指示内容(概要)

中国電力株式会社による根本原因分析の結果、明らかとなった以下の問題について、同様の問題がないか確認すること。

- ①規制要求事項の変更に速やかに対応してマネジメントできる仕組みが十分でなく、適切な対応ができなかった。(原子力部門の業務運営の問題)
- ②不適合管理が適切に行われず、また、不適合の判断が限られた箇所で決定されるなど、不適合管理を適切、確実に行うための仕組みが不足していた。(不適合管理の仕組みの問題)
- ③安全文化要素のうち「報告する文化」及び「常に問いかける姿勢」が組織として不足していた。(安全文化に関する意識の問題)

調査の結果

①原子力部門の業務運営の問題

当社では、規制要求事項の変更に際して、以下の対応により、適切にマネジメントできる仕組みとしています。

- ◆検査制度の変更など、大がかりな変更が予定されている場合は、一時的な体制を組織し検討を進め、その結果は、社内の会議体で審議のうえ、対応を図っています。さらに必要に応じて、組織を新たに設置する等の対応を行っています。
- ◆規制要求事項に変更があった場合、社内の関係部署で業務計画への反映等の必要性を検討し、管理部署がその対応状況をフォローすることにより、適切に対応できる仕組みとしています。

②不適合管理の仕組みの問題

当社では、以下の情報共有や管理を行うことで、不適合管理が適切に対応できる仕組みとしています。

- ◆不適合事象については、社内に主管部署を定め対応にあたるとともに、社内の管理部署がその対応状況を定期的に確認し、必要に応じて指導を行っています。さらに、3号機で2009年12月に発生した放射性廃液の漏えい事象に関する根本原因分析の結果を踏まえ、不適合が長期にわたり処理されない場合は、発電所運営に与える影響を評価し、対応を検討する等、管理方法の改善を進めています。
- ◆不適合事象だけでなく、運転に支障がない不適合未済の事象についても、不適合管理を行うシステムに登録し、発電所幹部で構成されたCAP会合^{※2}で紹介し、情報共有を図っています。

③安全文化に関する意識の問題

当社では、安全文化を醸成するため、以下の活動や改善に取り組んでいます。

- ◆経営層と発電所員との懇談会、CAP会合、「失敗に学ぶ回廊^{※3}」等を通じて、「報告する文化」や「常に問いかける姿勢」を含めた安全文化の醸成活動を行っています。また、定期的に社内アンケート等を実施し、継続的な改善に取り組んでいます。
- ◆さらに、3号機放射性廃液漏えい事象における保安規定違反を踏まえ、「常に問いかける姿勢」の向上を目的に、発電所幹部と発電所員とのディスカッションを利用し、3号機の事例等をテーマに議論する活動にも取り組んでいます。

※1 指示文書とは、「中国電力株式会社島根原子力発電所第1号機及び第2号機の保守管理の不備等の最終報告に係る各社への確認について(指示)(平成22・06・09原院第1号)」を指します。

※2 CAP会合とは、Corrective Action Programの略で、異常徴候や些細なトラブル情報の情報共有のために、毎営業日の朝に開催しており、当社社員や協力会社社員も自由に傍聴・発言することができます。

※3 失敗に学ぶ回廊とは、過去の失敗事例の資料や模型を展示している施設であり、当社原子力研修センター内にあり、安全文化に関する研修等で本施設を利用し、過去のトラブル事例などの風化防止等に取り組んでいます。

◆これまでにお知らせした内容

(2010年6月3日公表)

当社は、中国電力株式会社島根原子力発電所1、2号機の保守管理の不備等の事象を踏まえて、2010年4月30日に原子力安全・保安院から発出された指示文書^{※4}に基づき調査を行い、同様の問題はないことを本日、原子力安全・保安院へ報告しました。

原子力安全・保安院の指示内容

保守管理の仕組みに関して、中国電力株式会社の原因分析により明らかとなった以下の問題について、同様の問題がないかを確認することを求める。

- ①点検計画表の策定段階の問題
- ②点検の実施段階における問題
- ③点検実績の反映段階の問題

調査の結果

調査の結果、当社において同様の問題はなく、また、仮に誤りを確認した場合においても適切に修正がなされ、長期間放置されない仕組みとなっていることから、保守管理の仕組みに関して同様の問題はないことを確認しました。

詳細な内容については、以下のとおりです。

①点検計画表の策定段階の問題

＜中国電力株式会社の問題＞

新たに点検計画表を策定する際、過去の点検実績を十分踏まえずに設定していたり、一部を誤って記入する等の問題がありました。

当社においては、点検計画管理表^{※5}は計算機システムやパソコンの汎用ソフトを用いて管理しており、過去の点検記録が記載された報告書等の確認を行った上で、点検時期等を点検計画管理表に反映しています。また、一度作成した点検計画管理表について更新時に内容を確認しており、誤りを確認した場合には修正しています。

②点検の実施段階における問題

＜中国電力株式会社の問題＞

点検計画表以外の管理表も使用して点検の発注を実施されており、仕様書に適切に点検内容が反映されていませんでした。また、計画通りに点検等ができなかった場合に不適合処置などの適切な対応が行われていませんでした。

当社においては、点検を実施する際、点検計画管理表をもとに点検対象ごとの点検内容を定めた仕様書を作成するとともに、請負会社が作成する作業要領書を事前に確認することで、作業要領書の内容が仕様書の要求事項を満足しているかを確認しています。また、何らかの理由で計画どおりに点検が実施できない場合には、設備を管理する部署が評価を行い、点検計画管理表の点検時期を再設定する等の処理を行っています。なお、点検周期を超える期間点検していない等の不適合となる場合は適切な対応を行う仕組みとしています。

③点検実績の反映段階の問題

＜中国電力株式会社の問題＞

点検計画表を管理する部署と点検を実施する部署が分かれており、点検実施部署から点検未実施の連絡がない場合、点検計画表の管理部署は点検実績ありと判断し、点検計画表の更新を行うこととしていました。

当社においては、点検計画管理表を管理する部署と点検を実施する部署が同じであり、点検実績の確認および点検計画管理表への反映を同一の部署で一貫して管理する仕組みとしています。

※4 指示文書とは、「中国電力株式会社島根原子力発電所第1号機及び第2号機の保守管理の不備等の報告に係る各社への確認について(指示)(平成22・04・30原院第1号)」を指します。

※5 点検計画管理表は各設備の点検時期、点検内容等を設備ごとに定めたもので、これに基づき点検を実施しており、中国電力株式会社の点検計画表に該当します。

以上